

連合体協定書（案）

（目 的）

第1条 本連合体は、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設（以下「市営住宅等」という。）を管理する指定管理者として、関係法令等及び滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成15年滝川市規則第57号）第4条第1項の規定に基づき滝川市と締結する市営住宅等の管理に関する協定書（以下「市営住宅等管理協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帯して市営住宅等の管理に係る業務を遂行することを目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名 称）

第2条 本協定に基づき設立する連合体は、〇〇（以下「本連合体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本連合体は、事務所を滝川市〇町〇丁目〇番〇号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 本連合体は、令和〇年〇月〇日^{*1}に成立し、市営住宅等管理協定の履行を完了するまでは解散することが出来ない。（※1 申請日までに成立していること）

2 前項の規定にかかわらず、本連合体は、市営住宅等の指定管理者として指定されなかったときは、市営住宅等の指定管理者に係る指定の結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 本連合体の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 住 所〇〇
名 称〇〇
代表者〇〇
- (2) 住 所〇〇
名 称〇〇
代表者〇〇
- (3) 住 所〇〇
名 称〇〇
代表者〇〇

（代表団体及び代表者）

第6条 本連合体は、〇〇を代表団体とする。

2 本連合体は、〇〇（代表団体の代表者）を代表者とする。

（代表者の職務）

第7条 本連合体の代表者は、市営住宅等管理協定に基づく市営住宅等の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 第9条の運営委員会の決定に従い、滝川市との協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。
- (2) 本連合体の名義をもって負担金を請求し、及び受領すること。
- (3) 本連合体に属する財産を管理すること。
- (4) 本連合体の名義をもって住宅使用料等を収受すること。

（構成員の責任）

第8条 各構成員は、市営住宅等管理協定の履行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき本連合体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(運営委員会)

第9条 本連合体は、全構成員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員会は、指定管理業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) 本連合体の組織及び運営に関する事項
- (2) 指定管理業務の実施体制に関する事項
- (3) 各構成員の業務の分担及び経費の配分に関する事項
- (4) 損益の分担に係る比率の決定に関する事項
- (5) 指定管理業務に関する業務計画及び事業報告に関する事項
- (6) 本連合体に属する財産及び資金の管理に関する事項
- (7) その他指定管理業務の遂行に必要な事項

(取引金融機関)

第10条 本連合体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、本連合体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(業務の分担等)

第11条 各構成員の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、市営住宅等管理協定の変更により指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担及び負担金分担額を変更するものとする。

〇〇業務	(構成員名)	円
〇〇業務	(構成員名)	円
〇〇業務	(構成員名)	円
(共通業務	—	円)

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

(決算)

第13条 本連合体は、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 指定管理者の指定の手續に要した経費は、構成員全員の同意により当該年度の決算に繰り入れるものとする。

(損益の分担)

第14条 前条第1項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、運営委員会が定める比率によって各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。ただし、本連合体が滝川市から受領する負担金の額に変更があったときも、この比率は変更しないものとする。

(構成員名)	%	
(構成員名)	%	※2
(構成員名)	%	

(※2 損益分担比率は、各構成員の業務分担額の比率及び分担業務の内容等を勘案して、運営委員会において協議し、決定すること。)

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員は、滝川市及び構成員全員の承認がなければ、指定管理業務を完了するまでは

脱退することができない。

- 2 構成員のうち指定管理業務を完了する前に前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して指定管理業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、運営委員会が定めるものとする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（解散後の瑕疵担保責任）

- 第17条 本連合体が解散した後においても、指定管理協定の履行につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
- 2 本連合体が構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

（協定書に定めのない事項）

- 第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（管轄裁判所）

- 第19条 本協定に関する紛争については、本連合体の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表団体〇〇ほか〇社は、上記のとおり〇〇連合体協定を締結したので、その証として正本〇通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については滝川市公の施設指定管理者指定申請書に添えて滝川市に提出する。

令和 年 月 日

代表者	（所在地） （名 称） （代表者）	印
構成員	（所在地） （名 称） （代表者）	印
構成員	（所在地） （名 称） （代表者）	印